

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および維持における法の支配の促進および強化」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年6月29日に開催された、安全保障理事会の第6347回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、国際連合憲章および国際法に対する安保理の公約と共通する課題に対処し、そのことで、国際の平和および安全の維持に寄与する、国家間の平和的共存および協力にとって不可欠な、法の支配と国際法に基づく、国際的秩序に対する安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、紛争の平和的解決を約束し且つ積極的に支援しており、また、国際連合憲章第VI章に規定する平和的手段によりその紛争を解決するという加盟国に対する安保理の呼びかけをくり返し表明する。安保理は、国家間の紛争に判決を下すことにおいて、国際連合の主要な司法機関である国際司法裁判所の主要な役割およびその活動の価値を強調し、またその規程に従って同裁判所の管轄権を受諾することを考慮することを、まだ受諾していない国に求める。

安全保障理事会は、国家の紛争を平和的に解決する可能性を国家に提案し、ゆえに、紛争の予防または解決に寄与する、国際的また地域的裁判所および法廷を含む、他の紛争解決手続に訴えることも、国家に対し求める。

安全保障理事会は、調停を促進し、国家間の紛争を平和的に解決する国際連合事務総長の活動の重要性を強調し、これに関連して、調停の向上に関する事務総長報告書および2009年4月8日のその支援活動(S/2009/189)を想起し、事務総長に対し、この目的のための憲章の下での全ての様式と彼の自由になる外交的道具を増加し且つ効果的に利用することを奨励する。

安全保障理事会は、国際人道法に対する尊重は、紛争状況における法の支配の必要不可欠な要素であることを認識し、また武力紛争下の文民の保護はあらゆる紛争解決の包括的戦略の重要な側面となるべきことという安保理の確信を再確認し、また、これに関連して、決議1894(2009)を想起する。

安全保障理事会は、武力紛争の全ての当事者が、女性および子ども並びに国内避難民および人道支援活動者や障害を持つ人や年老いた人のように明らかに弱いその他の文民の権利と保護に適用可能な国際法を尊重することを求めた安保理の呼びかけを、更にくり返し表明する。

安全保障理事会は、国際人道法および人権法の重大な違反に対する不処罰に対する安保理の強い反対の立場を再確認する。安全保障理事会は、不処罰を終わらせるためおよび暴力を防止し、再発を避けまた持続的な平和、正義、真理と和解を追求するため、戦争犯罪、集団殺害、人道に対する犯罪または他の国際人道法の重大な違反に対し責任を有する者を徹底的に捜査し且つ訴追するための関連義務を遵守する国家の責任を、更に強調する。

安全保障理事会は、国際的な関心がある最も重大な犯罪に対する不処罰に対する戦いが、国際刑事裁判所、アド・ホックおよび混合法廷並びに国内法廷の特別裁判部の活動を通して、強化されてきたことに留意し、また、2010年5月31日から6月11日までウガンダのカンパラで開催された第一回ローマ規程検討会議により行われた国際刑事司法の実績調査に留意する。安保理は、不処罰と効果的に戦い、および適切な手段での責任を是認し並びに国内、国際および混合裁判所または法廷、審理と和解委員会並びに被害者のための国家補償計画、制度改革および伝統的紛争解決手続を含む、考慮されるべき司法と和解手続の全ての範囲に注意を払い続ける意図である。

安全保障理事会は、平和と安全を回復し、法の支配を尊重し促進するための全ての国連の取組を確実にする安保理の公約を表明する。安保理は、持続可能な平和構築は、政治的、安全、開発、人権および法の支配の活動間の一貫性を強化する、統合的な対処方法を要求することを承認する。これに関連して、安保理は、国連平和構築活動の取組を改善する緊急性と特に国連平和維持活動および他の関連活動の終了後の法の支配を維持するために国家当局を援助する能力構築支援を確保することを含む、国連システムの全ての部分の現場での調整された国際連合対処方法を達成することを、くり返し表明する。

安全保障理事会は、制裁を国際の平和および安全の維持と回復における重要な道具と考える。安保理は、制裁は、明確な目的を支持して注意深く狙いが定められまた予測される不利な結果を最小限にするために注意深く計画されまた加盟国により実行されることを確実にする必要性をくり返し表明する。安保理は、公正且つ明確な手続が、制裁リストに個人や団体を載せまた削除し並びに人道的免除を与えるために存在することを確実にすることを約束したままである。この文脈において、安保理は、行政監察官の任命を含む決議 1822 (2008) および 1904 (2009) の採択並びにアル・カーイダおよびタリバン制裁体制における他の手続的改善を、想起する。

安全保障理事会は、副事務総長が議長を務めまた法の支配部会が支援する法の支配調整および資源グループの設立を歓迎し、また法の支配に関連する安保理議題に関する問題に対する国連システムによる調整された且つ一貫性のある対応を確実にするため、同グループによる大いなる取組を促す。

安全保障理事会は、事務総長に対し、2004年事務総長報告書 (S/2004/616) に含まれた勧告の実施に関してなされた進展を評価するため12か月以内にフォローアップ報告書を提出することおよびこの文脈で、紛争および紛争後の状況における法の支配の促進に関する更なる措置を考慮することを要請する。